

山口県報

平成31年
1月25日
(金曜日)

目次

○告示

漁業災害補償法第百五条第一項第二号ロの規定による区域及び区分の設定に関する告示

の一部改正（農林水産政策課）……………一

指定施業要件の変更予定保安林（森林整備課）……………二

道路の区域の変更（道路整備課）……………三

○選管告示

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の一部改正……………四



山口県告示第八号

漁業災害補償法第百五条第一項第二号ロの規定による区域及び区分の設定に関する告示（平成十五年山口県告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年一月二十五日

山口県知事 村岡嗣政

表中

徳山大津島区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち周南市大字大津島の地域)	2 / /に掲げる漁業以外の漁業
---	---------------------

徳山大津島区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち周南市大字大津島の地域)	3 2 / /主として底びき網を使用して営む漁業及び2に掲げる漁業以外の漁業
---	---

光区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち光市大字牛島を除く。の地域)	3 2 / /主として底びき網を使用して営む漁業及び2に掲げる漁業以外の漁業
---------------------------------------	---

光区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち光市大字牛島を除く。の地域)	法第百四条第二号に掲げる漁業
---------------------------------------	----------------

山口県告示第九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成三十一年一月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件(平成十年山口県告示第三百四十一号)に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

美祢市美東町絵堂石屋古屋山一〇一八三の一、字高佐山一〇一八六、一〇一八七の一、字高森山一〇一八七、字大ボリカシラ山一〇一八七の二、字大堀ヶ谷一〇一八八の一から一〇一八八の三まで、字真名ヶ迫一〇一九一の一から一〇一九一の五まで、美東町綾木字浅小野一二五二六から一二五三〇まで、一二五三一の八、一二五三

を

に、

を

に改める。

一の九、字正路畑一二五三一の一、一二五三一の二、一二五三一の四から一二五三一の七まで、一二五三一の一、一二七二四の一、一二七二六の三、一二八六六の一、字浅小野中山一二五三一の三、字浅小野権現山一二五三三から一二五三四まで、一二五三五、字肥後ヶ谷一二五四〇の二、一二五四一の一、一二五四一の二、字向山一二五七七、字桂山一二九八六、一二九八七、一二九九一から一二九九七まで、字平岩山一三〇〇七、一三〇〇八、字大庭山一三〇二二、一三〇二三、一三〇二五、字大羽山一三〇二五の二、一三〇二五の三、字柏ノ木迫山一三〇三八、字柏ノ木迫一三〇三九、字柏ノ木一三〇三九の一から一三〇三九の五まで、一三〇六八の一、一三〇六八の二、一三〇六八の四、字奥ノ田越山一三〇六八の二

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

美祢市美東町大田字嶺ノ本一一八〇四、一一八〇七、字師ノ嶺一一八〇八、一一八〇九、字高間ケ原一一八一〇、字師嶺一一八一

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩国市錦町字小西谷四六四八、四六四九、一一四五一の一、一一四五一の二、字登り尾こふらがしら一一四四七の一、一一四四七の六五から一一四四七の六七まで、一一四四七の七七、一一四四七の七八、字大西谷一一四四七の七〇、一一四四七の七二、一一四五〇の一、一一四五〇の五

二 保安林として指定された目的
公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十一年一月二十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道
路線名 益田阿武線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
萩市大字上小川東分字おそ吹原一四〇六地先から同市同大字字河原田平一四五七の三地先まで	最狭 二四・八 最広 三五・六	最狭 二八・八 最広 三〇・八	七九・九		

道路の種類 県道
路線名 田万川須佐線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
萩市大字上小川東分字おそ吹原一四〇六地先から同市同大字字差出原六九二の一地先まで	最狭 二四・二 最広 二七・〇	最狭 二四・二 最広 二七・〇	一七〇・六		
萩市大字上小川東分字差出原六九二の一地先から同市同大字字差出原六九二の一地先まで	最狭 二四・二 最広 二七・〇	最狭 二四・二 最広 二七・〇	一九四・二		起点の変更による。 ダブルウェイ
萩市大字上小川東分字差出原六九二の一地先から同市同大字字差出原六九二の一地先まで	最狭 二四・二 最広 二七・〇	最狭 二四・二 最広 二七・〇	一九四・二		



山口県選挙管理委員会告示第四号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第二十八号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年一月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

「〃 阿知須五〇四四の一」を「〃 阿知須四一六七の一」に改める。

平成三十一年一月二十五日印刷
発行

発行人所

山口県知事庁